

落札者決定基準

公告番号 第 167 号
建設 第11-92 号
工事名 市道北ノ内9号線道路改良工事

1. 総合評価の方法

総合評価の方法は、入札者が提出した実績等の評価項目を点数化した得点の合計（以下「加算点」という。）に標準点100点を加えた点数を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

評価値 = 技術評価点 / 入札価格 = (標準点100 + 加算点) / 入札価格

2. 落札者の決定

- (1) 次の各要件に該当するもののうち、評価値が最も高い者を落札者とする。
- ①入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
 - ②入札価格が最低制限価格以上であること。
- (2) 評価値が最も高い者が2者以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。

3. 加算点の算定

加算点は、入札参加者が提出した技術評価点算定資料等（添付書類を含む。）により、下表（評価項目、評価基準及び配点）に基づいて算定した評価点の合計点とする。

【評価項目、評価基準及び配点（加算点の満点10.5点）】

(1) 企業の技術力（実績・経験等）

評価項目	評価基準	配点 (4.5点)
施工能力	過去10年間の同種・類似工事（公共事業に限る）において、施工実績がある場合に評価する。	2.0点
	上記以外	0点
工事成績等	過去4年間に本宮市発注の同種・類似工事において工事を完了し、市が実施する検査において結果が良好と認められた施工実績がある場合又は過去4年間に福島県発注の同種・類似工事において工事成績評価点が80点以上の施工実績がある場合に評価する。	1.0点
	上記以外	0点
優良工事表彰等	過去10年間に福島県発注の同種・類似工事において優良工事表彰等の受賞実績がある場合に評価する。	0.5点
	上記以外	0点
品質管理能力	企業がISO9001の認証を取得している場合に評価する。	0.5点
	上記以外	0点
建設キャリアアップシステムの利用	建設キャリアアップシステムを利用している場合に評価する。	0.5点
	上記以外	0点

(2) 配置予定技術者の技術力（実績・経験等）

評価項目	評価基準	配点（2点）
施工能力	過去10年間の同種・類似工事（公共工事に限る）において、監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての経験がある場合に評価する。	1.0点
	上記以外	0点
工事成績等	過去4年間に本宮市発注の同種・類似工事において工事を完了し、市が実施する検査において結果が良好と認められた工事経験（監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての経験）がある場合又は過去4年間に福島県発注の同種・類似工事において、工事成績評点が80点以上の工事経験（監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての経験）がある場合に評価する。	1.0点
	上記以外	0点

(3) 地域社会に対する貢献度

評価項目	評価基準	配点（4点）
本・支店の所在地※	入札参加業者の本店の所在地が本宮市にある場合に評価する。	1.5点
	入札参加業者の支店又は営業所の所在地が本宮市にある場合に評価する。	1.0点
	上記以外	0点
除雪・災害活動の実績※	過去2年間に本宮市発注の、除雪の受注実績（本宮市と市道除雪機械借上業務単価契約を締結している場合を含む。）や災害の出動実績（水道漏水当番を含む。）がある場合に評価する。	1.0点
	過去2年間に本宮市内で、他の公共機関発注の除雪の受注実績（除雪に係る契約を締結している場合を含む。）又は災害の出動実績がある場合に評価する。	0.5点
	上記以外	0点
市民の雇用	本宮市民の雇用の割合が、50%以上である場合に評価する。	0.5点
	上記以外	0点
ボランティア活動等	過去2年間に、本宮市内で、道路・河川愛護活動、その他地域の活動など企業としてのボランティア活動の実績がある場合に評価する。	0.5点
	上記以外	0点
働く女性応援	福島県次世代育成支援企業認証制度による「働く女性応援」の認証を取得している場合。	0.5点
環境保全への取組	ISO14001又はエコアクション21の認証を取得している場合	左記4項目のうち、いずれか2項目以上に該当する場合
障がい者の雇用	法定義務のある企業にあつては、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用義務が達成されている場合、法定義務のない企業にあつては、障がい者を雇用している場合	
消防団員の雇用	本宮市消防団員を雇用している場合	
	上記以外	0点

※ 2項目に該当する場合は、配点の高い方の点数を加算する。

注 意 事 項

【各項目共通事項】

- (1) 評価基準中「過去10年間」は、入札日の属する年度の前年度から起算して10年間とする。ただし、入札日の属する年度の完成又は施工中の工事も含める。
- (2) 各評価基準中「同種・類似工事」は、**当初請負金額が元請として3,000万円以上の土木一式工事とする。**
- (3) 提出資料により確認できない場合は、評価の対象とならない。
- (4) 記載事項の基準日は、入札日とする。ただし、調書提出後の記載内容変更は認められない。
- (5) 本基準について不明な点等（ただし、設計図書に係る質問等は、公告の記載内容による。）は、本宮市財務部財政課契約管財係へ問い合わせること。

【企業の技術力】

- (1) 優良工事表彰は、過去10年間に福島県発注工事において今回発注工事と同部門と認められる優良工事表彰の受賞実績がある場合に評価の対象とする。

【配置予定技術者の技術力】

- (1) 資料提出後の配置予定技術者の変更は、原則として出来ない。
※配置予定技術者の変更について、やむを得ない理由により長期に渡り勤務ができない状況であると認めた時はこの限りではない。
（例：病気やケガ等による事由が生じた場合）
- (2) 今回発注工事の配置予定技術者は、専任で配置しなければならない。
- (3) 現在、他の工事に専任で配置されている技術者を今回発注工事の配置予定技術者とするとは、原則として出来ない。
- (4) 配置予定技術者は、複数の技術者を申請することは出来ない。

【地域社会に対する貢献度】

- (1) ボランティア活動は、次のすべての条件を満たすものとする。
 - ① 本宮市内の公共施設（公共道路、河川等を含む。）に関するもの
 - ② 人的活動のもの
 - ③ 企業として参加したもの（従業員が個人として地域活動等に参加したものは含まない。）
- (2) 雇用は、常用労働者の雇用とする。なお、常用労働者は、次のいずれかに該当する労働者とする。
 - ① 期間を定めず、又は1ヶ月を超える期間を決めて雇われている者
 - ② 日々又は1ヶ月以内の期間を限って雇われている者のうち、全2ヶ月にそれぞれ18日以上雇われている者
 - ③ 事業主、その家族、重役又は理事等の役員でも、常時勤務して一般労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者